

## 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（抄）

平成 22 年 3 月 26 日  
21 水 港 第 2597 号  
水 産 庁 長 官 通 知  
〔 最 終 改 正 〕  
令和 7 年 4 月 11 日  
7 水 漁 第 72 号

### 第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

### 第2 共通事項

#### 1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

#### 2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

#### 3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

#### 4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

### 第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

（略）

## 2-10 水産業競争力強化緊急事業

### (1) 事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

### (2) 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、(3)の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

### (3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

(略)

## ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) (略)

### (イ) 遊漁船安全設備導入支援事業

#### a 事業の内容

本事業は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）第 3 条第 1 項に基づく登録を受けた遊漁船業者（以下「遊漁船業者」という。）であって、利用者の安全性の向上を図り、資源管理の取組みを行う者が、遊漁船に業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等（以下「安全設備」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

#### b 事業実施者

本事業の事業実施者は、以下の全てを満たす遊漁船業者とする。

(a) 遊漁船の利用者（以下「利用者」という。）の安全性向上のため、安全設備の導入を実施すること。

(b) 事業実施者が営業する地域に遊漁船業法第 28 条第 1 項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織された場合、当該協議会等に参加し、利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進すること。

(c) 利用者が採捕した水産動植物については、遊漁採捕量等報告システムにより水産庁に報告を行うこと。

#### c 事業の実施

(a) 本事業を実施しようとする事業実施者は、安全設備事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

(b) 事業実施主体は、(a) の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該安全設備事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

i 申請者が、b に定める事業実施者であること。

ii 安全設備の導入にあたり e に定める助成対象経費であること。

(c) (b) の承認後に生じた安全設備事業実施計画の変更は、(a) に準じて行うものとする。

(d) 事業実施者は、事業終了後、速やかに安全設備事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

#### d 実施状況等の確認

(a) 事業実施主体は、事業実施者における安全設備事業実施計画の実施状況について、c の (d) に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、現地においてこれを確認するものとする。

(b) 事業実施主体が、(a) の規定による現地における実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

#### e 助成対象経費

(a) 事業実施主体は、事業実施者が、承認された安全設備事業実施計画に記載した安全設備を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ 1 / 2 以内の金額を助成する。助成の対象となる遊漁船は、別表 1 のとおりとする。また、助成の対象経費の安全設備、補助率及び上限額は別表 2 のとおりとする。助成対象となる安全設備の導入費用は設備本体のみとし、1 事業実施者につき 1 設備までとする。

(b) 事業実施者が既に安全設備を保持している場合は助成の対象外とする。

(c) 助成対象とする安全設備は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が 5 年以上のものとする。

(d) (a) の規定にかかわらず、国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている安全設備の導入費用は、助成の対象外とする。

#### f 助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

(a) c の (b) により安全設備事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

(b) 事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。

- (c) 事業実施主体は、(b)の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
  - (d) 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
  - (e) 事業実施主体は、cの(d)の安全設備事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。
  - (f) 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
  - (g) (f)の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
  - (h) 事業実施主体が事業実施者に対し(f)の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
  - (i) 安全設備のうち改良型救命いかだ等については、事業実施主体は別表3に定める改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法で利用者の安全性を確保できない者を優先して交付決定することとする。
- g 安全設備の管理運営  
事業により取得した安全設備の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。
- h 交付決定の取消等
- (a) 事業実施主体は、事業実施者から事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、fの(a)の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
    - i 事業実施者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、遊漁船業法若しくはその他事業に関する法令又は業務要領に違反した場合
    - ii 事業実施者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
    - iii 事業実施者が、事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (b) 事業実施主体は、(a)の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
  - (c) (b)の助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
  - (d) 事業実施主体が事業実施者に対し(b)の命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- i 事業の委託
- (a) 事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
  - (b) 事業実施主体は、(a)の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

別表1

次に掲げる表中の○に対応する遊漁船について、安全設備の導入費用を助成対象とする。

1. 業務用無線設備

旅客数	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	
	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
航行区域				
平水※1		—		○
2時間限定沿海		○		○

※2			
沿岸5マイル ※3	—	○	—
沿海 ※4（上記を除く）	—	船舶の長さが12m未満に限り○	

※1 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第6項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※2 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第2条第3項の2時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第2条第4項の2時間限定沿海小型船舶の航行する区域

※3 小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第2条第3項の沿岸小型船舶の航行する区域

※4 船舶安全法施行規則第1条第7項の沿海区域

## 2. 非常用位置等発信装置

旅客数 航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船	旅客定員 12 名以下の遊漁船
	平水※1	—
限定沿海 ※2 （2時間 限定沿海、沿岸 5マイル、瀬戸 内）	○	○
沿海 ※3（上記を除く）	—	船舶の長さが12m未満に限り○

※1 船舶安全法施行規則第1条第6項の平水区域（湖川港内（琵琶湖を除く）を除く）

※2 以下のいずれかの区域

- ・船舶設備規程第2条第3項の2時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第2条第4項の2時間限定沿海小型船舶の航行する区域

- ・小型船舶安全規則第2条第3項の沿岸小型船舶の航行する区域

- ・瀬戸内（特殊貨物船舶運送規則第16条の瀬戸内）

※3 船舶安全法施行規則第1条第7項の沿海区域

## 3. 改良型救命いかだ等

旅客数 航行区域	旅客定員 13 名以上の遊漁船		旅客定員 12 名以下の遊漁船	
	20 トン未満	20 トン以上	20 トン未満	20 トン以上
河川、港内、一部の湖※1	—		—	
平水※2 （上記を除く）	最低水温※6が10度未満の場合のみ ○		最低水温※6が10度未満の場合のみ○	

2時間限定沿海 ※3	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	最低水温※6が15度未満の場合のみ○	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	最低水温※6が15度未満の場合のみ○
沿岸5マイル ※4	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	—	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	—
沿海 ※5（上記を除く）	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	—	最低水温※6が20度未満の場合のみ○	—

※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖及び支笏湖以外の湖

※2 船舶安全法施行規則第1条第6項の平水区域

※3 船舶設備規程第2条第3項の2時間限定沿海船等または小型船舶安全規則第2条第4項の2時間限定沿海小型船舶の航行する区域

※4 小型船舶安全規則第2条第3項の沿岸小型船舶の航行する区域

※5 船舶安全法施行規則第1条第7項の沿海区域

※6 対象船舶の航行区域（平水の場合は実際に航行する水域）における気象庁の日本沿岸域の海面水温情報の平年値（ただし、「大阪湾」、「播磨灘・備讃瀬戸」、「備後灘・燧灘」、「安芸灘・伊予灘」、「周防灘」は5年統計値とし、湖は宇宙航空研究開発機構の水温データとする。）が最も低い日の水温

## 別表2

### 助成対象経費の安全設備、補助率及び助成の上限額

以下の設備の購入費に補助率を乗じた額（上限有）を助成

安全設備	内容	補助率	上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）の購入。	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）又は船舶自動識別装置（AIS））の購入。ただし、EPIRBはAIS-SART機能を有するものに限り、AISには簡易型AISを含む。	1/2	12万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ又は内部収容型救命浮器）の購入。ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む。	1/2	75万円

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、助成対象経費として認めないものとする。ただし、消費税の納税義務が免除される遊漁船業者についてはこの限りでない。

## 別表3

改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法	内容
1. 一定の水温を上回る時期のみの航行	水温20℃以上となる海域・時期のみを航行。（水が冷たい時期は運航しない等） 水温10℃以上15℃未満となる時期に航行する際は、航行区域を限定沿海から平水に制限。
2. 伴走船と航行	出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助できる位置を伴走船が航行 伴走船には、緊急時に「要救助者を搭載する枠」（空席）を確保した上で、旅客の搭載が可能 船団で航行する場合、他船を伴走船とすることを

	認め、船団は最大4隻とし、船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算し救助能力を評価
3. 救助船を配備	<p>事故通報後、一定の時間内に現場到着</p> <p>※水温15℃以上は30分以内 水温10℃以上15℃未満は10分以内水温10℃未満は5分以内</p> <p>営業船の搭載人員分を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保（救助船として利用する場合、旅客の搭載は不可）</p> <p>複数の営業船が同一の救助船を指定可</p>
4. 船内に浸水しない構造（水温15℃以上に限定）	水密全通甲板又は不沈性・安定性を有する構造
5. 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上に限定）	航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限

詳細については、国土交通省HP「旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について」参照

(4) 基金の管理等

ア 事業実施主体は、基金を次により管理・運用するものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金又は郵便貯金

(イ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

(ウ) 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

イ 事業実施主体は、水産業競争力強化基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

(ア) 広域浜プラン緊急対策事業勘定

(イ) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定

(ウ) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定

(エ) 水産業競争力強化金融支援事業勘定

(オ) 一般管理費勘定

ウ 事業実施主体は、イの（ア）から（エ）までの管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、同勘定の中から支弁することができるものとする。

エ 水産業競争力強化基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第8号により毎年度水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることのできるものとする。

オ 事業実施主体は、基金造成後にイに定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官と協議するものとする。

カ 事業実施主体は、基金の管理については、アからオまでによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(5) 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

(6) 助成完了の報告、水産業競争力強化基金の清算及び返還

ア 事業実施主体は、交付等要綱第43の規定に基づき、水産業競争力強化基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第9号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに水産業競争力強化基金の清算を行い、別記様式第10号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、水産業競争力強化基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付等要綱第36に規定する場合のほか、事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

なお、国庫へ返還する額は、水産業競争力強化基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

(略)

附 則（令和7年4月11日付け7水漁第72号）

1 この通知は、令和7年4月11日から施行する。

2 この通知による改正後の「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）附則第3項の規定は、令和8年3月31日限りその効力を失う。